

災害時における医療救護に対する生野区薬剤師会の活動協力についての覚書

大阪市生野区役所(以下「生野区役所」という)と一般社団法人生野区薬剤師会(以下「生野区薬剤師会」という)は、災害発生時における医療救護について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害(地震、風水害等異常な自然現象又は大規模な火事等)若しくは事故災害(海上、航空、道路、鉄道等)が発生し大阪市生野区災害対策本部が設置されることが予測されるまたは設置された場合に、災害発生時の初期段階における生野区内の医療救護の万全を期するため、生野区役所が行う医療救護に対して、生野区薬剤師会員のうち協力可能な薬剤師により実施する医療救護活動への協力及び災害時用医薬品等の供給について必要な事項を定める。
- 2 生野区薬剤師会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、生野区役所が指定している拠点救護所における医療救護活動への協力及び災害時用医薬品等の供給を行う。この場合の生野区薬剤師会の協力は民法第 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、生野区薬剤師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数を確保する義務を負うものではない。
- 3 生野区薬剤師会が行う上記の医療救護活動協力及び同経費の負担については、大阪市と社団法人大阪府薬剤師会との間で締結した「災害時用医薬品等の供給に関する協定書」(平成 20 年 10 月 1 日)及び大阪府と社団法人大阪府薬剤師会との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(平成 24 年 4 月 1 日)を準用する。
- 4 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 5 この覚書の有効期間は、平成 30 年 7 月 4 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前 30 日までに、別段の意思表示がないときは、更に 1 年間延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 7 月 4 日

大 阪 市 生 野 区 長

山 口 照 美

一 般 社 団 法 人 生 野 区 薬 剤 師 会 会 長

田 中 雅 隆